

基本診療料・特掲診療料の施設基準に関する届出

当院では、基本診療料及び特掲診療料について、次のとおり厚生労働省（東北厚生局）へ届出しています。

基本診療料・特掲診療料の名称	受理番号	算定開始年月日	備考
情報通信機器を用いた診療	情報通信（第66号）	令和5年9月1日	
電子的診療情報連携体制整備加算3		令和8年6月1日	*新規届出済み
地域連携診療計画加算	地連計（第90号）	令和5年10月1日	
在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料	在医総管1（第289号）	令和5年12月1日	
CT撮影及びMRI撮影	C・M（第222号）	令和5年9月1日	
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）	脳Ⅱ（第85号）	令和6年4月1日	
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	運Ⅰ（第75号）	令和7年3月1日	
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	外在ベⅠ（第225号）	令和6年10月1日	
酸素の購入価格に関する届出	酸単（第7677号）	令和7年4月1日	小型ボンベ算定単価：2.36円

令和8年6月

ミロク脳神経リハビリクリニック

施設基準および診療報酬に係る院内掲示について

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

次に掲げる届出に係る医療を提供しています。

◆ 基本診療料

- 情報通信機器を用いた診療に係る基準

算定開始年月 令和5年9月1日～

- 明細書発行体制等加算

算定開始年月 令和5年9月1日～

- 夜間・早朝等加算

算定開始年月 令和5年9月1日～

- 電子的診療情報連携体制整備加算3

算定開始年月 令和8年6月1日～

- 物価対応料

算定開始年月 令和8年6月1日～

◆ 特掲診療料

- CT撮影及びMRI撮影

算定開始年月 令和5年9月1日～

- 地域連携診療計画加算

算定開始年月 令和5年10月1日～

- 脳血管疾患等リハビリテーション料(II)

算定開始年月 令和6年4月1日～

- 運動器リハビリテーション料(I)

算定開始年月 令和7年3月1日～

- 廃用症候群リハビリテーション料(II)

算定開始年月 令和5年9月1日～

- 在宅時医学総合管理料

算定開始年月 令和6年1月1日～

- 外来・在宅ベースアップ評価料(I)

算定開始年月 令和8年6月1日～

- 一般名処方加算

算定開始年月 令和5年9月1日～

- 地域連携診療計画加算

算定開始年月 令和5年9月1日～

◆ その他

- 酸素の購入価格に関する届出

小型ボンベ算定単価：2.36円

令和8年6月

ミロク脳神経リハビリクリニック